

平成 24 年度 第 2 回長野市上下水道事業経営審議会 議事要旨

日 時：平成 24 年 8 月 27 日（月）13:30～15:47

会 場：長野市役所第二庁舎 10 階 講堂

1 開会

2 会長あいさつ

3 諮問

- 高見澤管理者あいさつ
- 高見澤管理者から鈴木審議会会長へ水道料金について諮問を行う。
- 資料 1 「審議会における水道料金の答申経過」について、事務局から説明

4 報告

(1) 下水道使用料の賦課漏れについて（資料 2）

(2) 下水道汚泥の放射能測定結果について（資料 3）

- 資料 2 及び資料 3 については、前回審議会以降あまり進捗がないため、説明は割愛

5 ビデオ視聴

- 高度経済成長期に整備され、暮らしを支えてきた「インフラ」の老朽化が進み、莫大な維持更新費が必要なことが明らかとなってきた。こうした状況について、実例を挙げて紹介。

6 議事

- 前回審議会の議事録の承認

- ・ 修正意見なし、承認される。

(1) 平成 23 年度決算の概要について

- 資料 4 「平成 23 年度水道事業の概要」及び「平成 23 年度下水道事業の概要」について事務局から説明

- 質疑応答等

[委 員]

- ・ 4 ページ下水道事業の概要で、汚水処理量はマイナスとなり有収汚水量が増加している理由は何か。
- ・ 6 ページの収益的収入及び支出で、使用料（賦課漏れ分）がその他収益として利益に計上されている理由は何か。

[事務局]

- ・ 汚水処理量の減は、上水道の使用量や降雨時の雨水の流入などが影響する。有収汚水量については、流域関連公共下水道の拡張整備の影響があり、年々増加している。

- ・ 使用料の賦課漏れ分について、これは 470 件分全額で 75,140 千円となっており、未収金として収入側に計上することが会計の基本であるため、御理解いただきたい。

(2) 平成 23 年度水道事業統計年報の概要について

- 平成 23 年度水道事業統計年報の概要について事務局から説明
- 質疑応答等
 - ・ 特になし

(3) 平成 23 年度下水道事業統計年報の概要について

- 平成 23 年度下水道事業統計年報の概要について事務局から説明
- 質疑応答等
 - ・ 特になし

(4) その他

- 参考資料「長野県営水道の概要」について事務局から説明
- 次回第 3 回の審議会の予定について、10 月 19 日（金）午後 1 時 30 分より市役所講堂で開催する。

[委 員]

- ・ 県営水道と市営水道の料金を比較した場合に、超過料金において差が生じる。

[会 長]

- ・ 大口に関しては県営水道の方が安くなっているが、こうしたことも含めて、市営水道の料金について御審議いただきたい。

[事務局]

- ・ 長野市の中に二つの水道事業体が存在しており、公営企業として経済性を発揮するため、事業体ごとに異なる料金体系となっている。現在、県営水道の移管の話もあり、作業部会で検証している。水道料金の在り方については、今後、財政推計や消費税を含めてのシミュレーションについてお示しする予定であるので、御審議の程よろしくお願いしたい。

[委 員]

- ・ 簡易水道ごとに経営状況に差があるが、水道料金は均一である。今後、維持の更新も必要となってくるが、更新費用も含めた中で、原価としてはどの程度が妥当なのか。

[事務局]

- ・ 簡易水道の原価はそれぞれ違うが、簡易水道事業ごとに料金体系を変えることは不公平感があり採用できない。水道事業に簡易水道事業を統合する際に、水道料金で簡易水道分を補填して経営するには無理があるため、一般会計より繰入金をいただいて運営している。28 年度には簡易水道事業を統合するが、維持更新については、ハード事業の建設改良事業の中で進めていく。簡易水道事業

毎の原価については資料としてお示ししたいと考えるが、事業毎の料金算出については現実的に困難である。簡易水道事業と水道事業の財政推計を比較しながら今後の方向性を検討してまいりたい。

[委員]

- ・ 簡易水道の中でも、最新鋭の設備が導入されている施設もあり、原価に影響していると思われる。今後、維持修繕も必要であり財源も厳しくなる中、いかに安く運営できるかが重要と考える。

[会長]

- ・ 人口減少社会の中で、どのようなインフラ整備を進めるかが重要な課題となる。一方で、安定的に供給する義務もある。これらを長期的にどのように進めていくかについて御審議いただきたい。

[委員]

- ・ 資料1の審議会における水道料金の答申経過の中で、平成21年度の平均改定率が9.73%とあるが、備考欄で平均7.71%としたとあるのはどういうことか。

[事務局]

- ・ 資料1の表中にある平均改定率については、審議会から答申としていただいた改定率9.73%であり、備考欄については、議会から改定率について意見があり調整を行った結果、最終的に7.71%の改定とした経過を記載したものの。

[会長]

- ・ 21年度の料金改定の際に、審議会においても大変な議論がなされ答申されたと聞いている。それが議会において2%引き下げられたとのことである。法律的には、料金改定は条例によるものなので議会の審議になるが、審議会としては相当な熟慮の中で算出した数字であることから、非常に複雑な思いである。

[副会長]

- ・ 前回の改定の際に、審議会の委員の中でも7.数%程度の引上げが妥当との考えが主流であった。しかし、それまで数年間、料金を据え置いた期間があり、今後の維持更新を考えた場合、7.数%では毎年引上げをしなくてはならなくなるとの算定から、改定率9.73%の答申を行った。市議会では、その辺のところを理解せず、大幅な引上げを避けて7.71%としたのではないか。

[委員]

- ・ 23年度の水道事業統計年報では、合併等により供給水量は増加しているが収入は減少している。仮に料金を引き上げても、大口の受給者などは経費削減のため更なる節水対策に努めると考えられ、なかなか収益増にはつながらないのではないか。

[会長]

- ・ 増税も同様であるが、引上げがそのまま収益につながらないケースもある。通

増制の場合、大口受給者は値上げ幅が大きいほど経費削減に向けた取り組みをする。改定するのであれば、その辺りのことも含めて検討する必要がある。また、向こう3年間で消費税が5%引き上げられる。受益者にとっては、実質、値上げでも、事業者の収入増にはつながらない。こうした点も含めて考えなくてはならない。

[委員]

- ・ 県営水道と市営水道の維持更新計画について、経費削減の観点からも、県と市が計画を共有して実施することはできないか。

[事務局]

- ・ 水道事業毎にエリアが分かれているため、県営水道と市営水道で管渠等の施設を共有する部分は存在しないため、それぞれが独自で計画することとなる。

[委員]

- ・ 水道料金制度の中で、使用水量が増えるほど料金単価が増える仕組みとなっているが、海外の例で何か分かれば教えてほしい。

[会長]

- ・ なぜ、逡増制を導入しているかという点、水不足の際の節水を目的とした料金体系である。しかし、高度成長が終わり、人口減少社会に移行していく中で、現行の料金体系が適切であるかどうかという問題が生まれる。一般的な商品の場合には、大量購入の方が単価が安くなる仕組みであるが、水道など有限な資源の場合には、無制限に使用することを抑える目的で導入されているが、今後の使用状況等も含めて考えていかなくてはならない問題である。

7 閉会

(終了時間 15:47)